

# 固定資産評価審査申出書の記載方法

呉市固定資産評価審査委員会

審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）です。したがって、課税標準額や納税義務者など、価格以外の事項は対象になりません。  
申出できる事項は、次のとおりです。

**【基準年度（3年に一度行われる評価替え年度）】** ※令和3年度、令和6年度以降3年度毎を指します。

- 土地 基準年度の価格  
地目の変換等により新たに決定された価格
- 家屋 全家屋
- 償却資産 全資産

**【基準年度以外】**

- 土地 下落修正がされた土地については「修正された価格」  
下落修正がされなかった土地については「修正を受けなかったこと」  
地目の変換等により新たに決定された価格
- 家屋 新增改築等により新たに決定された価格
- 償却資産 全資産

## 1 審査申出人

審査の申出ができるのは、当該固定資産の納税者のみです。

- (1) 申出人が個人の場合  
住所（居所）、氏名及び電話番号を記載してください。
- (2) 申出人が法人の場合
  - ① 所在地、名称、代表者名及び電話番号を記載してください。
  - ② 代表者の資格を証する書面[登記事項証明書(商業・法人登記)等]を添付してください。  
連絡用に担当を指定する場合は、連絡先下の余白に担当者の氏名を記載してください。
- (3) 審査の申出を代理人が行う場合
  - ① ○○○○代理人と記載の上、代理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。
  - ② 委任状を添付してください。

## 2 審査の申出事項

- (1) 資産区分  
「土地」、「家屋」、「償却資産」のいずれかに✓を入れてください。
- (2) 所在地等  
固定資産課税台帳に登録された固定資産の表示、価格及び申出人が適当と考える修正申出価格を必ず記載してください。  
修正申出価格は、審査の過程で呉市長が決定した価格と申出人の主張する価格の対比を行うために必要なものです。

## 3 申出に係る処分の内容

例として「呉市長による令和3年度固定資産税の賦課決定処分のうち、固定資産課税台帳に登録された価格」など。

#### 4 申出の理由

申出価格を裏付ける根拠を、出来るだけ具体的に、かつ、明瞭に記載してください。用紙が不足する場合は別紙を添付してください。

#### 5 口頭意見陳述希望の有無

審査委員会委員に直接意見を陳述する機会を希望される場合は「有」に、希望されない場合は「無」に✓を入れてください。なお、この意見陳述の場に課税側の呉市資産税課職員は出席しません。

#### 6 添付書類

申出書に記載した事項の他に資料などがあれば添付してください。

#### 7 申出期間等

##### 4月1日～納税通知書の交付を受けた日以後3か月まで（8月初旬）

なお、縦覧に供した日以後に価格の決定又は修正があった場合は、その通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査申出書の正・副2通を固定資産評価審査委員会に提出してください。

#### 8 その他

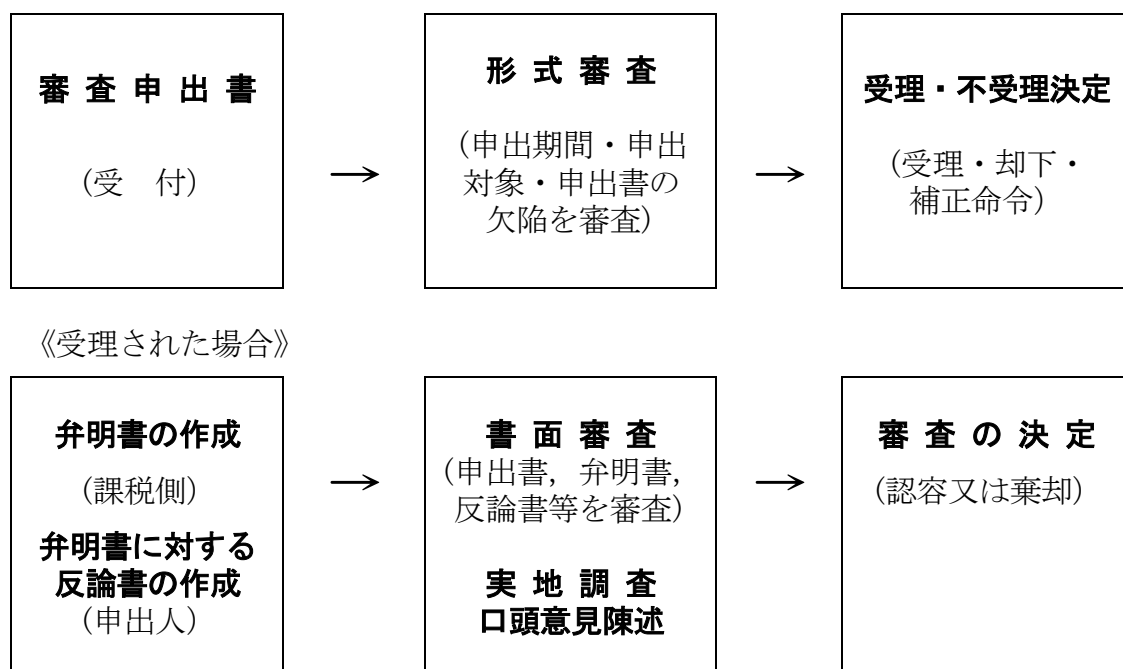
- (1) 審査委員会が必要と認めた場合には、申出人及び課税側の出席を求めて口頭審理を行う場合があります。
- (2) 審査の申出があっても、固定資産税の納期が延長されるものではありません。申出が認められ、すでに納めていた税額が納め過ぎとなった場合は還付されます。

#### ※ 審査申出書提出先（郵送可）

呉市役所 財務部収納課内 呉市固定資産評価審査委員会事務局

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6 TEL(0823)25-3199

#### ◎ 審査の流れ



☆ 受理から決定まで、おおむね3か月程度を要します。  
また、実地調査では立会いを求めることがあります。